

寄居中学校PTA会則

(改正沿革) 昭和 24 年 4 月 1 日 制定
省略
令和 7 年 3 月 20 日 改正

第1章 総 則

第1条 (名称および事務局)

本会は寄居中学校PTAと称し、事務局を寄居中学校内におく。

第2条 (目 的)

本会は生徒の健全な成長を図るため、保護者と教職員が協力して、学校および家庭における教育に関し理解を深め、その振興、充実を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 生徒の学習環境の整備援助ならびに学芸の奨励。
- (2) 生徒の健全育成のための助成。
- (3) 生徒および会員の福利、厚生。
- (4) その他必要と認めた事項。

第4条 (組 織)

- (1) 本会は本校生徒の保護者（父母および親権者）と教職員をもって構成する。
- (2) 各機関の決定した方針に基づいて行う事業は、三役会が会員有志「ボランティアメンバー」を招集し、これを掌る。

第2章 役 員

第5条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局員 若干名 (4) 監査委員 2～4名程度

第6条 (役員を選任)

本会の役員を選任方法は、別に定める規定による。

第7条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 会長、副会長、事務局員は三役会を構成し、本会の執行機関として、予算案の作成、会務の運営および緊急事項の処理にあたる。
- (4) 事務局員は、事務局を構成し、諸会議の開催および運営にあたる。教職員から選出された事務局員は、諸会議の開催および運営をたすける。
- (5) 監査委員は、会計及び会務の監査にあたり、その結果を総会に報告する。

第8条 (役員の仕事)

- (1) 役員の仕事は1年とする。ただし重任は妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第9条 (顧 問)

- (1) 校長は、顧問として本会議に出席して意見を表明できるものとする。
- (2) 校長のほか本会には、顧問若干名をおくことができる。
- (3) 校長以外の顧問は必要によりPTA総会で選出する。

第3章 会 議

第10条 (会 議)

- (1) 本会の会議は、総会、三役会、特別委員会とする。総会はこの会の最高議決機関で、年1回年度当初に開催する。ただし、会長が認めた時、及び会員の三分の一以上の要求があったときは臨時に開催することができる。
- (2) 会議の議決は、出席者の多数決によるものとする。ただし、災害の発生や感染症の流行など緊急時において、会長が必要と認めた時には、書面(電磁的記録を含む)による議決を行うことができる。

第11条 (総 会)

定時総会は、毎年、年度初めに開催する。次の事項は、総会の承認を求める。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) 役員を選任。
- (4) その他特に重要な事項。

臨時総会は、会長が必要と認めた時、開催することができる。

第4章 会 計

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 (経 費)

- (1) 本会の経費は、会員の納める会費および寄付金をもってあてる。
- (2) 本会の会費は、毎年度末の三役会で案を出し、総会の承認を求める。

第14条 (予算、決算)

会長は、その年度の収支決算書ならびに次年度の予算案を作成し、三役会の議を経て、新年度の総会の承認を求める。

第15条 (会計事務)

本会の会計事務は、学校 事務局が担当する。

第5章 そ の 他

第16条 (委 任)

本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第17条 (細 則)

本会の運営に必要な細則は、三役会で別に定める。

附 則

この会則は、令和7年3月20日から実施する。

寄居中学校PTA役員選任規程

(改正沿革) 平成 7 年 4 月 28 日 制定
省略

令和 7 年 3 月 20 日 改正

第1条 (会長、副会長の選任)

- (1) 会長および副会長は、前年度の三役会が候補者を推せんし、総会が選任する。
- (2) 副会長のうち1名は教頭に委嘱するものとする。

第2条 (事務局員の選任)

- (1) 事務局員は、三役会で推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 校長の推せんした教職員を事務局員とし、会長が委嘱する。

第3条 (監査委員の選任)

監査委員は三役会で推せんし、会長が委嘱する。

附 則

この規程は、令和7年3月20日から実施する。

寄居中学校PTA細則

(改正沿革) 昭和 24 年 4 月 1 日 制定
省略

令和 7 年 3 月 20 日 一部改正

第3章 慶 弔

第1条 (慶 弔)

本会の会員および生徒に対する慶弔は、次表のように行う。ただし、規程以外の場合はそのつど審議により決定する。

	入 院 (2 週間以上)	死 亡 (本 人)	死 亡 (配偶者)
生 徒	3, 000 円	10, 000 円	
保護者 教職員	3, 000 円	10, 000 円	10, 000 円

附 則

この細則は、令和7年3月20日から実施する。